

令和4年4月26日	
資料提供	
担当課	環境管理課
担当班	環境保全班
担当者	野中、竹友
電話（内線）	073-441-2683

令和4年度光化学オキシダント（スモッグ） 特別監視を実施します

1 概要

- 光化学オキシダント（以下、オキシダント）は、工場や車から出る排ガスが太陽光によって反応してできるオゾンやアルデヒドなどの汚染物質の総称です。オキシダントの濃度が高くなり、遠くの景色やビルに「もや」がかかったように見えにくくなったりする状態を光化学スモッグと言い、目やのどの粘膜を刺激します。
- 県では、特にオキシダント濃度が高くなる5月から10月にかけて特別監視期間を設け、土・日曜日及び祝日を含め監視を実施します。
- 監視期間中、裏面4（2）の発令基準に該当する場合は、関係機関の協力を得て、住民に対する周知を行います。
- また、緊急時^{*}には、「工場・事業場に対する使用燃料の削減要請等」必要な措置を行います。

※緊急時とは、注意報、警報及び重大緊急警報発令時。

2 特別監視機関

令和4年5月9日（月）から令和4年10月7日（金）

3 監視体制

県環境管理課の職員が大気汚染常時監視システムにより監視にあたります。

4 監視地域及び発令基準

（1）発令地域

- | | |
|-----|-----------------------------|
| A地域 | ・ ・ ・ 和歌山市（7測定局） |
| B地域 | ・ ・ ・ 海南市（下津町の地域を除く。）（4測定局） |
| C地域 | ・ ・ ・ 海南市下津町の地域及び有田市（2測定局） |

※地図中の●は測定局を示す。



(2) 発令基準

区 分	発 令 基 準
予 報	同一地域内の測定局のうち1局以上のオキシダント濃度が0.10ppm以上となり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。
注 意 報	同一地域内の測定局のうち2局以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。
警 報	同一地域内の測定局のうち2局以上のオキシダント濃度が0.30ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。
重大緊急警報	同一地域内の測定局のうち2局以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。

※上表の数値はオキシダント濃度の1時間値

5 予報・注意報等が発令されたときの注意

区 分	周 知 事 項
予 報	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2 屋外での特に過激な運動はさけること。 3 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。
注 意 報	<ol style="list-style-type: none"> 1 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ屋内に入ること。 2 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。 3 不要不急の自動車の使用をさけること。
警 報	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外になるべく出ないこと。 2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。 4 自動車の使用をさけること。
重大緊急警報	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外に出ないこと。 2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。 4 自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに、公安委員会が実施する道路交通法の規定により措置を守ること。

(参考) 和歌山県の過去5年の発令状況

年 度	予報 (回数)	注意報 (回数)	被害 (人)
平成29年	2	0	0
平成30年	1	0	0
令和元年	1	1	0
令和2年	0	0	0
令和3年	1	0	0